

令和8年度 競争入札(見積)参加資格審査申請書類の提出について

【別府市上下水道局】

令和8年度において、別府市上下水道局が発注する業務委託契約（別府市に申請した測量、建設コンサルタント等及び施設管理業務を除く。）に係る競争入札（見積）に参加を希望する方は、下記要領により申請書類を提出してください。

なお、大分県とは別に申請が必要です。

1. 内 容

申請区分	営業種目
業務委託	① 水道料金等徴収業務 (水道メーター検針、料金収納など)
	② 漏水調査業務
	③ 上下水道施設維持管理業務
	④ その他上下水道事業に関連する業務 (水道配水池清掃業務・下水道清掃業務など)

2. 入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の各号のいずれかに該当すると認められた者にあっては、その事実があった後2年を経過したものであること。
- (3) 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格等を有する者であること。
- (4) 入札に参加しようとする年の1月1日（令和8年1月1日現在）において、引き続き2年以上同種の営業を営んでいる者であること。
- (5) 市税、水道料金及び下水道使用料並びに消費税及び地方消費税を完納している者であること。
- (6) 経営者等（事業主又は法人の役員、支配人若しくはその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）でないこと。

3. 資格有効期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日（1年間）

4. 提出期間及び場所等

- (1) 提出期間 : 令和8年2月2日（月曜日）から令和8年2月27日（金曜日）**※期限厳守**
※郵送は2月27日（金曜日）必着
※なお、土曜・日曜日及び祝日に持参する場合は、別府市上下水道局宿直室（1階）に提出してください。
- (2) 提出時間 : 午前8時30分から午後5時まで
※なお、正午から午後1時までを除く。
- (3) 提出場所 : **別府市上下水道局 総務課 契約資産係（別府市上下水道局2階）**
- (4) 提出方法 : ① 持参 又は ② 郵送
※申請書類を提出する場合は、受付票返信用封筒（110円切手を貼付し、宛名を明記）1通を必ず同封してください。
※期限後の申請は、原則として受付できませんので、ご注意ください。

5. 提出書類

- (1) 申請書類一覧を確認の上、記入例を参照して記入してください。
(2) 申請書類は、別府市上下水道局のホームページからダウンロードできます。
▼URL <http://www.city.beppu.oita.jp/suido/>

6. 資格審査について

- (1) 申請書類の記載事項は、資格審査後に有資格者名簿に登録するため正確に記入してください。
(2) 申請書類に虚偽の事項を記載した場合は、資格の停止又は取消しとなるので、事実を記載してください。
(3) 資格審査の結果については、3月下旬頃に通知します。

7. 留意事項

- (1) 申請書及び添付書類に不備のあるものは、受理できません。
(2) 審査の結果、有資格者は競争入札参加有資格者名簿に登録されますが、種類によっては期間中全く入札等がない場合もあり、直ちに発注があるという制度ではありませんのでご留意願います。
(3) 上下水道事業に関する発注は、有資格者から選定を行う場合がありますので、大分県とは別途申請が必要です。
(4) 申請後、申請書及び添付書類の記載事項に変更が生じたときは、直ちに変更届（様式第10号）を提出してください。

8. 問合せ先 : **別府市上下水道局 総務課契約資産係（別府市上下水**

〒874-0903

大分県別府市大字別府字野口原3088番27

TEL 0977-23-3108 (内線15)

FAX 0977-21-6689



申請書類一覧

■必ず提出する書類

書類の名称	備考
競争入札(見積)参加資格審査申請書	(様式第1号)
経営事項審査表	(様式第2号)
契約実績調書	(様式第3号)
履歴事項全部証明書 または 身元証明書	法人:法務局が発行するもの 個人:代表者の本籍地の市町村長が発行するもの ※いずれも申請日以前3ヶ月以内に発行されたものを提出すること(写し可)
使用印鑑届	(様式第4号)
印鑑(登録)証明書	法人:法務局が発行するもの 個人:代表者の住所地の市町村長が発行するもの ※いずれも申請日以前3ヶ月以内に発行されたものを提出すること(写し可)
技術者名簿	(様式第6号)技術者の資格証明等を添付すること
従業員数調書	(様式第7号)
財務諸表	任意様式(申請直前の事業年度の決算を明らかにする書類)※新規業者は直前2年間分 法人:貸借対照表、損益計算書の写し 個人:確定申告書の写し
消費税及び地方消費税納税証明書	所轄税務署で発行する納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)全事業者必ず提出すること ※いずれも令和8年1月5日以降に発行されたものを提出すること(写し可)
誓約書	(様式第8号の2)
返信用封筒	110円切手を貼付し、宛名を明記すること
競争入札(見積)参加資格審査申請書 受付票	(別表1)申請者確認欄で申請書類を照合して提出すること

■該当者のみ提出する書類

書類の名称	備考
委任状	(様式第5号)法人で支店、営業所等に委任する場合は提出すること
市税納税証明書	市内業者又は別府市に支店等がある業者は提出すること ※令和8年2月2日以降に発行されたものを提出すること(写し可)
営業用機械器具調書	(様式第8号)申請した業種に使用するために所持している機械器具を記入すること
水道料金等納入済証明書	市内業者又は別府市に支店等がある業者は提出すること ※令和8年1月5日以降に発行されたものを提出すること(写し可) ※但し、集合住宅(テナント等)で別府市上下水道局発行の水道料金等納入済証明書の写しが提出できない者は 免除申請書 を提出すること
許認可(登録)証明書・資格証明書等	申請しようとする業種において法令上、営業等に必要な資格書類があれば必ず提出すること(写し可)
社屋の写真又は会社のパンフレット	新規申請業者は任意で提出すること ※写真は社屋の外観が確認できるもの、パンフレットは営業内容が判断できるものを提出すること

申請書類一覧表

項目番号	書類の名称	法人	個人	備考
1	競争入札(見積)参加資格審査申請書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	様式第1号
2	経営事項審査表	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	様式第2号
3	契約実績調書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	様式第3号
4	履歴事項全部証明書	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	法務局が発行
5	身元証明書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	成年被後見人等でない証明(本籍地の市町村長が発行)
6	使用印鑑届	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	様式第4号
7	印鑑(登録)証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	法人:法務局が発行 個人:住所地の市町村長が発行
8	委任状	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	様式第5号
9	技術者名簿	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	様式第6号
10	従業員数調書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	様式第7号
11	財務諸表	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	申請直前の事業年度(新規業者は2年)の決算を明らかにする書類 法人:貸借対照表、損益計算書の写し 個人:確定申告書の写し
12	市税納税証明書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	市内業者又は別府市に支店等がある場合
13	消費税及び地方消費税納税証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	所轄税務署で発行(納税証明書「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)
14	営業用機械器具調書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	様式第8号
15	誓約書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	様式第8号の2
16	水道料金等納入済証明書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	市内業者又は別府市に支店等がある場合
17	水道料金等納入済証明書の提出免除申請書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	集合住宅(テナント等)で水道料金等納入済証明書の写しが提出できない場合
18	許認可(登録)証明書・資格証明書等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	法令上、営業等に必要な資格書類がある場合(写し可)
19	社屋の写真又は会社のパンフレット	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	任意
20	返信用封筒	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	110円切手を貼付し、宛名を明記
21	競争入札(見積)参加資格審査申請書受付票	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	別表1

(○…必要 △…該当する場合のみ ×…不要)

注 1 法人又は個人により提出する書類が異なります。

注 2 項番4・5・7の書類については、申請日から遡って3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。
(写しも可ですが、鮮明なものに限ります。)

注 3 項番12の書類については、令和8年2月2日以降に発行されたものを提出してください。
(写しも可ですが、鮮明なものに限ります。)

注 4 項番13・16の書類については、令和8年1月5日以降に発行されたものを提出してください。
(写しも可ですが、鮮明なものに限ります。)